

検討会における意見の概要

農林水産省消費・安全局表示・規格課

1. 登録認定機関の業務のあり方について

主な意見	関連規定等
○ 登録認定機関の判断基準にバラツキがある。 ○ 検査は厳格さが求められるが、登録認定機関に過度の負担になれば制度の継続が困難である。 ○ 登録認定機関は、認定事業者が大きな労力負担をしなくても記録がとれるような書式を考える必要がある。 ○ JAS規格も複雑多岐で、生産者が理解するのも困難なため、認定機関がチェックリストを示す等、簡便で取組やすい制度であってほしい。 ○ 登録認定機関が標準的な内部規程を示し、これを使いこなせるように認定事業者に対して訓練、研修をする必要がある。 ○ 検査回数を少なくするのは良い方法ではない。マニュアル、チェックシート等を整備し、抜けのない検査や審査を効率化する工夫を考えることが重要である。 ○ 登録認定機関における人材育成が必要である。 ○ 検査員に審査結果を知らせない登録認定機関は問題である。	【ISO/IECガイド65 9. 4】 包括的かつ正確な評価を確実に行わせるために、認証要員に適切な作業文書を与えること。 【ISO/IECガイド65 4. 3】 認証機関は、特定の製品認証システムの要求事項に従って、指定した該当製品規格への適合性を評価するために必要な全ての手順を踏まなければならない。 認証機関は、関連する規格またはその一部、並びに適用できる認証システムの基礎となる、サンプリング、試験、検査、その他の要求事項を指定しなければならない。

2. 検査員の資格のあり方について

主な意見	関連規定等
○ 登録認定機関における人材育成が必要である。 ○ コンサルタントについて、検査員が目の前で認定事業者指導できないというのは大きな欠陥があるかもしれない。	【ISO/IECガイド65 4. 2(o)】 関連機関の活動によって、機密保持、客観性及び公平性が影響されないようにする。 (2)認証を得る上で障害となる事項への対処法についての助言及びコンサルタント。

3. 認定事業者が責任をもって行うべき活動のあり方について

主な意見	関連規定等
○ 有機JAS認定事業者に対する登録認定機関からの検査は厳しくなければ、有機JASに対する消費者からの信頼が薄れる。 ○ 検査は厳格さが求められるが、生産者に過度の負担になれば制度の継続が困難である。	【有機農産物の生産行程管理者の認定の技術的基準】 二 生産行程の管理又は把握の実施方法 1 (略) 2次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。 (1)種子又は苗等で繁殖の入手に関する事項

主な意見	関連規定等
○ 真面目に取り組んでいる農家は定期監査も2、3年に一度でもいいのではないか。 ○ 個人農家のような小規模事業者と、企業組織のような大規模事業者の、登録認定機関による審査内容が同じであることは不公平である。	(2)肥培管理、有害動植物の防除、一般管理及び育苗管理に関する事項 (3)(4)略 3 内部規程に従い生産行程の管理又は把握を適切に行い、その管理又は把握の記録及び当該記録の根拠となる書類を格付けした有機農産物又は有機飼料の出荷の日から1年以上保存すること。 4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。 【農林水産省告示第二百十七号】 認定事項の確認を行う期間:おおむね1年とする。 【ISO/IECガイド65 13. 4】 評価された型の製品に継続的に認証マークを使用することを認証機関が認める場合には、認証機関は、認証マーク付きの製品が継続的に規格に適合していることを確認するために、当該製品にかかる評価を定期的を実施しなければならない。 【ISO/IECガイド65 4. 2】 認証機関の組織運営機構は、その認証に信頼を与えるようなものでなければならない。認証機関は、特に以下の要件を満たさなければならない。 a)公平である。 【有機農産物の生産行程管理者の認定の技術的基準】 JAS法 認定事業者の認定の技術的基準

4. その他

主な意見	関連規定等
○ 小売り業者も登録認定機関が行う生産者に対する審査結果を見たい。その審査結果から取引先の生産者の姿勢を評価したい。	【ISO/IECガイド65 4. 10. 2】 この規格又は法律で求められる場合を除き、認証活動の過程で得られた情報は、供給者の書面での同意がない限り第三者に開示してはならない。 法律で第三者に情報を開示しようとするよう求められている場合は、開示する情報をその供給者に通知しなければならない。

5. 検討課題以外の主なご意見

主な意見	関連規定等
○ 農家に有機農業を指導する別の機関も必要である。 ○ 消費者は有機JASの認知度が低い。農林水産省はもっとPRしてほしい。 ○ 有機農産物の基準は生産の方法の基準であり残留農薬等の残留が一切ないことまで求めるのは無理があるため、JAS法19条の12の解釈を見直す必要がある。 ○ 生産者の方々は残留農薬の許容値を認めて欲しいとの意見があるが、有機農産物は化学物質過敏症の人達の命の危険性も考え、信頼できる食料生産を制度として担保する必要がある。 ○ 有機農業の生産を指導する人、資材・肥料メーカー、消費者、生産者の知識を高める必要がある。 ○ 未来の子供達に引き継いでいくような環境を守る、という視点に立った有機農業によって消費者の信頼が生まれ、有機農業が広がっていくことを強く認識する必要がある。 ○ 零細な生産者が取り組むには、有機JASの規定は厳しすぎる。 ○ 有機農産物が小売業者等からの安定供給・安定価格のような要望に応えることに対しては、ブレーキを踏む必要がある。	